

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

第一条 広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居の手続） 第十二条（略）</p> <p>一 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三―五 （略）</p> <p>（家賃の納付） 第十六条 知事は、入居者から第十二条第四項の入居可能日から当該入居者が県営住宅を明け渡した日までの間、家賃を徴収する。</p> <p>二―四 （略）</p> <p>（準用） 第四十六条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第十六条から第二十二條まで、第二十五条、第三十四条及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「第十二条第四項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、「入居時」とあるのは「使用開始時」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。</p> <p>（管理に関する規定の準用） 第五十七条 第十六条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十条及び第三十八條の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」</p>	<p>（入居の手続） 第十二条（略）</p> <p>一 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人二人の連署する請書を提出すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三―二 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第一項第一号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>四―六 （略）</p> <p>（家賃の納付） 第十六条 知事は、入居者から第十二条第五項の入居可能日から当該入居者が県営住宅を明け渡した日までの間、家賃を徴収する。</p> <p>二―四 （略）</p> <p>（準用） 第四十六条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第十六条から第二十二條まで、第二十五条、第三十四条及び第三十八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「第十二条第五項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、「入居時」とあるのは「使用開始時」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。</p> <p>（管理に関する規定の準用） 第五十七条 第十六条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十条及び第三十八條の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」</p>

とあるのは「使用者」と、「第十二条第四項」とあるのは「第五十三条第二項」と、「入居可能日」とあるのは「使用可能日」と、「県営住宅」、「住宅」又は「公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

とあるのは「使用者」と、「第十二条第五項」とあるのは「第五十三条第二項」と、「入居可能日」とあるのは「使用可能日」と、「県営住宅」、「住宅」又は「公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

第二条 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県営住宅の明渡し請求) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍の範囲内で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4―6 (略)</p>	<p>(県営住宅の明渡し請求) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍の範囲内で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4―6 (略)</p>

附 則

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、施行日以後に改正後条例第十二条第一項の規定により入居の手續をする者について適用する。